

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は一般社団法人栃木県労働者福祉センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、勤労県民のための福祉・文化活動を推進し、勤労県民の経済的、社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)労働者福祉センターの設置及び管理運営に関する事業
- (2)勤労県民の福祉活動の推進及び支援事業
- (3)勤労県民の福祉活動の調査研究及び啓蒙指導に関する事業
- (4)勤労県民のための福利厚生文化事業
- (5)社会貢献事業
- (6)その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつたものをもって構成する。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）で定める社員とする。

(入 会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、この法人所定の様式による入会申込書を理事長に提出して、理事会の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、この法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき
- (2)この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)総会員が同意したとき
- (2)当該会員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章 総 会

(構 成)

第 11 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会は次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任及び解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めたとき。
- (2)総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員から理事長に対し、総会の目的及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったとき。

4 通常総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(総会の定足数等)

第 15 条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ議決を行うことができない。

2 総会に出席しない会員は、当該総会の招集の決定を行う理事会において、総会に出席しない会員が書面による議決権の行使ができることを決議した場合は、書面により議決権を行使することができる。

3 前項の規定により会員が書面によって議決権を行使した数は、総会に出席した会員の議決権の数に算入する。

4 会員は、他の会員を代理人として、当該代理人により総会に出席し、議決権の行使をすることができる。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき各 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 49 条第 2 項各号に列挙された事項については、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く

(1)理事 10 名以上 15 名以内

(2)監事 3 名以内

2 理事会の決議によって理事の中から理事長を選定し、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事会の決議によって理事の中から副理事長及び専務理事を選任することができる。専務理事を選任した場合は、専務理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会において、会員のうちから選任する。ただし、同一の団体の理事又は使用人である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事については、2 名を超えない範囲で会員以外の者から選任することができる。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行し、専務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 理事長及び専務理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員が、任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数第 20 条第 1 項で定める定数を欠くに至ったときは、その役員は後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事を解任する決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 26 条 第 20 条に定める役員に対して、総会において定める範囲内で、理事については理事会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、監事については監事の協議で別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長、副理事長、専務理事及び事務局長の選定及び解職

(理事会の付議事項)

第 29 条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めのある事項のほか、次の事項を審議決定する。

(1)規則等の制定、変更又は廃止

(2)業務執行に関し、理事長が付議した事項

(3)その他重要な業務執行に関わる事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事長以外の理事から、会議の目的たる事項を示して理事長に招集の請求があったとき

(3)監事から理事長に招集の請求があったとき

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある場合の理事会を招集する理事は、理事会で定める。

3 理事会を招集しようとするときは、少なくとも 5 日前までにその会議の目的たる事項並びに開催の日時及び場所を記載した書面又は電磁的記録をもって通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が議長となる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、理事会に出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の毎事業年度の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の前日までに次の書類を理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(1)事業計画書

(2)収支予算書

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入を得、又は支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 37 条 理事長は、つぎの書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号の書類については報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 公益目的支出計画実施報告書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(費用の支弁)

第38条 この法人の事業遂行に必要な経費は、保有する資産をもって支弁する。ただし、やむを得ない事由のあるときは、第4条第1号の事業を遂行する場合に限り、その事業の費用に充てるための資金を借入することができる。この場合、借入期間1年以上の借入をしようとするときは、総会の承認を経なければならない。

(剰余金の処分制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって変更することができる。

(解 散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公 告)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局その他

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置くことができる。事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任命する。

3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委 任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

<附 則>

- 1 昭和 41 年 8 月 23 日施行。
- 2 平成 24 年 4 月 1 日一般社団法人への移行に伴う変更。
- 3 平成 24 年 5 月 25 日変更。
- 4 平成 27 年 5 月 29 日変更。